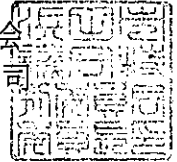


平成 25 年 6 月 10 日

浜田市議会議長 濱 松 三 男 様

議員定数等議会改革推進特別委員会
委員長 川 神 裕 司



委員派遣報告書

下記のとおり派遣しましたので報告します。

記







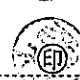



1. 期間 平成 25 年 5 月 15 日 (水) ～5 月 16 日 (木)

2. 場所及び目的

- (1) 熊本県上益城郡御船町議会
通年議会の取組みについて
- (2) 山口県防府市議会
議会改革の取組みについて

3. 精算額 一人当たり 15,900 円

4. 派遣委員名

川 神 裕 司  江 角 敏 和  布 施 賢 司 
佐々木 豊 治  平 石 誠  新 田 勝 己 
西 村 健  牛 尾 昭  高 見 庄 平 
美 浦 美 樹  以上 10 名

5. 調査の概要

別添視察報告書のとおり

平成 25 年 6 月 10 日

浜田市市議会議長 濱松 三男 様

議員定数等議会改革推進特別委員会視察報告書

下記のとおり、視察を行いましたので、その結果を報告いたします。

記

- 1 期 間 平成 25 年 5 月 15 日（水）～5 月 16 日（木）
- 2 視察先 (1) 熊本県上益城郡御船町・御船町議会
(2) 山口県防府市・防府市議会
- 3 参加者 議員定数等議会改革推進特別委員会委員
・川神裕司委員長 ・江角敏和副委員長 ・布施賢司委員
・佐々木豊治委員 ・平石 誠委員 ・新田勝己委員
・西村 健委員 ・牛尾 昭委員 ・高見庄平委員
・美浦美樹委員
- 4 調査項目
(1) 御船町議会
通年議会の取組について
(2) 防府市議会
議会改革の取組について

【熊本県御船町議会】

1. 町の概要

御船町は、九州のほぼ中央に位置し、人口 1 万 7, 888 人で、面積 99. 00 km²の町で、熊本県でもほぼ真ん中に位置しており、現在整備が進められている九州中央自動車道（熊本～延岡）が開通すれば名実ともに九州のへそとなる町である。

特産品としては、お茶・高原野菜・竹工芸品などが知られ、特に熊本県ふるさと伝統野菜である「御船川（水前寺菜）」を使った美味しいレシピは漬物グランプリで優秀な成績を収めており、町を漬物で PR している。

また、日本で初めて肉食恐竜の化石が発見され、「恐竜の郷づくり」を進めている町でもある。



2. 議会の概要

議員定数	16名（次期改選後から議員定数を14人とする）
議員任期	平成23年4月30日から平成27年4月29日まで
正副議長	議長：岩田 重成 副議長：塚本 勝紀
会派	なし
議会運営委員会	5名
常任委員会	・総務委員会 5名 ・民生文教委員会 5名 ・産業建設委員会 6名 ・議会広報編集委員会 6名
特別委員会	・議会改革推進特別委員会 6名
議会基本条例	平成22年4月1日施行
政務活動費	なし

3. 視察内容（進行係：福本事務局長）

（対応：議会運営委員会5名、岩田重成議長、山本孝二町長）

会議の冒頭、岩田重成議長より歓迎の挨拶を受ける。

議長より御船町は隣町との合併問題で住民投票の結果、8割の方が反対、合併はできなかった。北海道栗山町を視察し衝撃を受け、できることから始めようという思いから議会報告会から取組んだのが、議会基本条例を作った基になっているとの報告を受けた。

視察途中より山本孝二町長の歓迎の挨拶を受け、町長に就任する前までは議会事務局長で、今は2期目の6年目であること。お金と時間を有効に使うためには、執行部と議会と町民のみなさんで三者のバランスでまちづくりをした方がいいと思い、今のよう形（議会改革の取組み）になってきている。従来、執行部（町長）が議案を提出して議会で承認されれば、執行され、町民には事後報告と言うのが今までのパターンであった。そうでなくて、町民のみなさんが求めているものは、要望・課題そういうものを議員にぶつけ、執行部にぶつけ、取り上げることで三角のバランスの形がやっと整えつつあると感想を述べられた。

議運の田中隆敏委員長より議会活性化の取組みの資料を基に、パワーポイントで説明を一通り受けたあと、形だけではないその精神を学ぶため、質問し答弁を求めた。説明を受けた主な内容は以下のとおり。

議会改革

- 1 平成18年1月より全員協議会を毎月開催している。
- 2 独自研修会・先進地視察研修会の開催（外部講師を招いて資質向上図る）
- 3 議会報告会の開催、年1回以上開催し、10地区4委員会で分担し4日間、開催する。（さまざまな住民との議会報告会と言う事で、本年度は手を上げて質問するので

はなく、メモ用紙を入場と同時に渡して、質問事項を書いていただき、それに準じて答えていく方式をとった)

4 町民との約束である、議会構成が変わっても議会改革をしていくため、

1: 町民とともに歩む議会 2: 行動する議会 3: 開かれた議会

大きな3つの理念をかかげて、議会基本条例を制定した。

主な条文

○通年議会 ○あおぞら会議（意見交換会） ○議会報告会

○議決事件の追加 ○議会モニターの設置 ○議会アドバイザーの設置



(議会運営委員会より説明をうける)



(左：山本町長、右：岩田議長)

○通年議会の取組み

4月に町長から議会の招集を受けると、翌年の3月31日までを会期とし、2回目以降の会議招集は議長が行う。3月・6月・9月・12月については従来通りに開催され、その他の月については、議会運営委員会において開催の決定を行う。

ア 一般質問：議会運営委員会開催日の2日前までに受け付ができ、一般質問のみの議会開催も可能である。(毎月できる)

イ 全員協議会の毎月開催：町の課題などを話し合う議員間での自由討議の場となっていて、毎月少なくとも1回開催している(必要な案件中心)

ウ 委員会の毎月開催：議案に限らず、自主的に勉強会やあおぞら会議、議会報告会で出された課題につき協議を行ったりしている。また、町の現状、課題について報告、質疑を行っている。(視察対応もカウントする)

エ 議会だよりを毎月発行：議会広報編集特別委員会を常任委員会化する。

(熊本県議長会より特選を受賞した、通年議会の広報の効果がでてきた)

○あおぞら会議（意見交換会）

町民から提案されたテーマに基づき意見交換を開催する井戸端会議的なもので、少人数でも団体でも受け付ける。議会報告会とは若干違う。議会事務局に申し込み大きなテーマであれば議会全体で、専門的なものであれば各委員会で対応。

○議決事件の追加

監視機能を強化するため、基本条例に予定価格4千万円以上(通常5千万以上)の工事又は製造の請負契約を議決事件として追加した。

○議会モニター・アドバイザーの設置

町在住の18歳以上の方10名以内とし、応募のあった議会モニター7名(女性1名)に委託状を交付。議会モニターの方には各委員会、全員協議会及び本会議と特別委員会の傍聴をしていただき提言書を提出していただく。全議員に配布し検討が必要な事項については全員協議会等とする。

議会及び議員活動における資質の向上を目的に議会アドバイザーを依頼している。
(新潟県立大学 田口 一博 准教授)

【質問事項】

- ①一般質問、毎月希望があればできる現状は⇒執行部から議案なしでも一般質問だけでも議会を開催でき、毎月2名以上だが5月議会は4名であった。
- ②あおぞら会議はどういった団体や内容の意見交換があったか⇒町の商工会理事の方やまちづくりの方、子育ての方、最近では婦人会の方、高校の生徒さんから申し込みがあった。議運で決定するのではなくて、事務局で町民から出されたものを預かり、議長が勉強会に行かせたいものを全員協議会で対応を協議する。
- ③モニターさん7名、その方々の応酬はあるのか⇒応酬はなし(仕事をリタイヤした方が多い)
- ④定例会の一般質問の人数と増減は(毎月質問できるため)⇒人数的には変わらない。
- ⑤あおぞら会議での最低人数の設定や、申し込まれて今まで拒否されたことがあったのか⇒基本的にはどなたでも、1名でもOKだし人数制限はなし。御船町のことであれば全部受ける。
- ⑥年4回の定例会から通年議会にした、メリットとデメリットは⇒
 - 町長が年1回議会を召集してしまえば、議長の権限で議会を開催できる(町民から請願・陳情をすばやく対応できる)
 - 議員の出方が多くなる(一週目、全協、二週目、本会議、三週目、委員会、四週目)議会運営委員会で拘束され、会社員の方は仕事の処理を土・日・夜間としなければならず大変である
 - 事務局や執行部が一般質問対応で大変である(最近では慣れて年4回の定例会の事務処理より楽になった、各課は説明能力が高まっている)
- ⑦通年議会をどうしたら円満に導入できるのか、毎月定例会すると執行部に負担がかかるデメリット部分があるが、テクニック上の工夫はあるのか⇒一般質問だけでも課長以上は出席した。普通の月は1日で終わるので日数的には負荷はない。交通費のみで日当はない(費用弁償)執行部も毎月集中して勉強ができるのでやりやすい。議案質疑の出し方も考えなければいけない。
- ⑧通年になった時に毎月質問出来る事はすごい魅力であるが、総数が上がっていない。実数は横並びかどうか⇒多い月で4~5名、今までの定例会では7~8名位。一般質問を出す時に2~3ヶ月先に出すことよりも、喫緊の課題があれば、議運の2日前に提出すれば、2週間後は議会でタイムリーな一般質問ができる。議員が一般質問をどう考えて取り扱うのかがすみやかに出来ると思う。

⑦⑧の質問で山本町長が執行部立場から回答された⇒当初、執行部は大変だったが、今は慣れている。逆に議員の方が時間的な都合とか、視察対応や報告会で大変だなと思う。しかし動力を払うことによって、町民から信頼は以前より増している。要は手段だと思っている。これだけ世の中変化が早くて、住民の方がかなり勉強されていますので、その要望に応えるためには、スピード感をもってやった方が、サービスとしては提供できるのではないか。一般質問はタイムリーな課題が多く、課題は山積であるため、少ない多いではない。

一般質問で、できるものは即実行とするが、お金がかかるものは議会承認がいりますが実行は早い。

⑨通年議会は執行部との関係があるわけだから、導入にあたっての執行部との経過はどうだったのか⇒まず住民といかに接点を持つか、ヒザを交えて議会を知ってもらおう動きをした。これが議会報告会でお金はかからない、傍聴に来て下さいよ、ではなくて打ってでることでスタートした。議員も全体を知ってもらい、執行部も全体を知る（私には関係がない委員会だからダメ）事が大事である。全部知るべき管理職でないとなっていない。忙しいからではなく議事を大事に下さいよと言う考え方である。

⑩議会モニターは傍聴者を増やすツールになるのではない⇒議会モニターをつくる事によって、町民の関心は上がってきているのではないかと思う。この度の視察中でも池田さんという方が議会モニターをされていて、生の声を聞いた。19年間傍聴されていて、町民の方々が議会に何か話したいと思ってもなかなかできない。そういうことをひっくるめて、自分で感じた事だとか、こういう事を取り入れてくれないかなどを提言させていただいていると言われた。

⑪全協で自由討議すると聞いたが執行部の人はいるか⇒退席する、その後議員間で討議する。質問と言うか、聞きたい事がある時は本会議です。討議は議員が情報を集めた中でやる場合と、テーマを決めてやる場合など様々である。

⑫通年議会での専決処分しないのが通常と思うがどんなケースでしたのか⇒ほとんどが損害賠償、その他は担当者の事務ミスの場合がある。

⑬昨年議員提出の条例が0であるが、過去条例提案されて日の目をみた条例はあったのかどうか⇒政治倫理条例がある。最近では景観条例をつくったらどうか議会の方で検討中である。

⑭自治法改正に基づく通年議会に変えようとしているのか⇒自治法の改正になって変えるべき所は変えた方がいいと、ただ独自で御船町は条例通りにやっていくが、最終的に決定していない。運用のしやすい、議員や町民が理解しやすいような条例にしたい。

⑮その他の質問⇒御船町議会より質問、浜田市議会の政務活動費について

⇒議会だよりの編集委員の選出方法や効果などについて

⇒議会モニターの方より：政務活動費に対して住民からクレームなどあったか

4. まとめ

地方自治法の抜本見直しに向けた議論の中で、議会の機能強化が検討されている。自らも時代の変化、流れに的確に対応できる能力と責任ある議会を目指し、町議会と市議会の違いはあるが、議会改革をどのようにするか、着実にひとつひとつこなしていこうという思いから、今回の先進地視察となった。視察して一番印象に残っているのは、議会と市民との距離をどうやって縮めることができるかを一生懸命に取り組んでおられたことや、手段として通年議会を導入され、メリット、デメリットを力に代えて、御船町の形だけではない、その精神を学ばせていただいた。また、最初から最後まで視察に同席対応してくださった岩田議長そして山本町長には御礼申し上げます。特に山本町長の言葉が印象に残っている。「お金も時間も有効に使うためには、町民のみなさん、議会、執行部の三者のバランスでまちづくりした方がいい」そうすれば課題もあるが、いい関係になっていく。人のまねごとをするのではなく、浜田市においても身の丈にあった改革をしていかなければいけないと思った。

【山口県防府市議会】

1. 市の概要

平成 15 年 1 月に、防府市を含む 2 市 4 町が合併協議会を立ち上げ、以後 17 回の協議を行ったが、新市事務所の位置等で意見の調整がつかず、平成 16 年 4 月に法定協議会は休止し、防府市は単独市制を継続した。

人口は約 11 万 7,700 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）で、平成 22 年の国勢調査の人口より 1,000 人以上増加している。面積は 188.6 km²で比較的小さい町である。

2. 議会の概要

議員定数：25 名

常任委員会：総務委員会 9 名、教育厚生委員会 8 名、環境経済委員会 8 名

予算委員会 24 名（議長除く）

政務活動費：会派に支給 25 万円／年×所属議員数

3. 調査内容－議会基本条例の制定と議会改革

(1) 防府市議会基本条例制定の経過

平成 20 年 4 月 議会基本条例をつくることを議会で意見集約

平成 21 年 1 月 議会改革推進協議会を設置する。テーマは①監視機能の強化
②政策立案機能の強化③市民に開かれた議会④市民と協働する議会

11 月 基本条例の制定に着手（作業部会を設置）

平成 22 年 6 月 議会基本条例（素案）作成

- 7月 1ヶ月間のパブリックコメントを実施
- 8月 第1回議会改革フォーラム開催
- 11月 パブリックコメント結果公表、条例案修正
- 12月 議会基本条例制定（全国で137番目、市では80番目）
- 平成23年1月 第2回議会改革フォーラム開催
- 4月 議会基本条例施行

※この間に議会改革推進協議会を25回、作業部会を29回開催

- 平成24年3月 議会基本条例一部改正一議案に対する各議員の意思表示の公表、議会報告会の年1回以上の開催を明文化



（議会改革推進協議会・議会事務局から説明を受ける）

(2) 議会基本条例に基づく議会改革

① 議会報告会の開催（第7条）

- ・地域自治会連合会と共催で15地区で開催。4班編成で議員はいずれかの班に所属する。
- ・報告会で出た意見への回答を議会ホームページに掲載。概要は、議会だよりに掲載。
- ・議会報告会とは別に、毎議会后、市の自治会連合会理事会の際に議会概要報告会を実施。

② 議案に対する議員の賛否の公表（第7条）

- ・平成23年3月議会から、議会ホームページおよび「市議会だより」、会議録に議案に対する各議員の賛否を公表。

③ インターネット中継（第7条）

- ・平成23年6月議会から一般質問を中継（ライブ、録画）。
- ・平成24年6月議会からすべての本会議を中継。

④ 議会懇談会の実施（第9条）

- ・市民団体や市民（10人程度以上）からの申込みにより実施（23年度3団体、24年度2団体）。
- ・議会から市民に呼びかける懇談会は未実施。

⑤ 公聴会および参考人制度の活用（第9条）

- ・「議員定数削減の直接請求条例改正案」、「議員定数に関する請願」2件、「市葬儀所廃止の条例改正案」「山頭火ふるさと館の用地購入の補正予算案」の審査において意見聴取。

- ⑥ 一問一答方式の導入（第 10 条）
- ⑦ 文書質問の導入
 - ・規定を制定。質問書および回答書の写しは全議員に配布（23 年度 1 件、24 年度 2 件）。
- ⑧ 論点情報の資料請求（第 11 条）
 - ・重要な政策、施策、計画等についての論点情報を、執行部に資料として提出を求める（23 年度、条例 3 件、計画 3 件、24 年度、条例 18 件、計画 1 件）。
- ⑨ 決算・予算審査資料請求（第 12 条）
 - ・決算の成果報告書の詳細な資料提出を求める。
 - ・予算参考資料も事業別の説明書とする（新規・重要事業 1 ページ、その他は 1 ページ 2 事業）。
- ⑩ 予算委員会の設置
 - ・24 年 3 月議会から、予算案は、議長を除く全議員で構成する予算審査委員会で審査。
 - ・審査の流れ 本会議（提案）→予算委員会全体会（説明、質疑）→予算委員会分科会（総務・教育厚生・環境経済）→予算委員会全体会（修正、付帯決議等について集中審査）→本会議（採決）
- ⑪ 議決事件の拡大（第 13 条）
 - ・別条例で、基本構想・基本計画と 16 分野の計画、姉妹都市提携を議決事件に追加。
- ⑫ 議決事件に該当しない契約および財産の処分についての報告に関する条例の制定
 - ・地方自治法第 96 条第 1 項で規定されている議決事件以外で必要と認めるものについて議会への報告を求める条例で、23 年 6 月議会で制定。
 - ・契約：2 千万円以上の賃貸借、5 千万円以上の業務委託、地方公営企業の 1 億 5 千万円以上の工事または製造の請負。財産処分：2 千万円以上の土地の売却。
- ⑬ 議員間討議（第 14 条）
 - ・「防府市議会運営基準」で、「当分の間、委員会のみで実施」、「質疑後、討論の前に行う」と規定し、24 年度は 8 件実施。
 - ・委員会の議事次第は、提案説明→質疑→議員間討議→討論→採決。
- ⑭ 政策討論会（第 15 条）
 - ・各会派から委員を選出し、協議会を設置し、これまで次の案件について討論会を実施。
「空き家等の適正管理条例の制定について」「ソルトアリーナ（体育館）の使用料改定」「中小企業振興条例の制定について」
- ⑮ 議会改革推進協議会の設置（第 19 条）
 - ・議会改革を継続的に取り組む組織として各会派から委員を選出し、議会改革、議会基本条例の運用に関することを協議する場として議会改革推進協議会の設置し、23 年度 19 回、24 年度 15 回開催。

⑩ 議会モニター制度の設置（第 20 条）

- ・市民の意見を広く聴取し、議会活動および委員会活動に反映させるため、議会モニター制度を設置。
- ・公募と団体推薦により 10 名程度を委嘱し、議員との意見交換会を実施。
- ・モニターの意見はモニター通信として提出され、議会の回答を議会のホームページで公表し、「議会だより」にその概要を掲載。

⑪ 議会図書室（第 22 条）

4. まとめ

- ・視察当日は、事前に送付していただいた資料に基づき詳細に説明していただき、非常に分かりやすかった。
- ・議会基本条例の制定にあたっては、議会改革推進協議会の設置から議会基本条例の施行までの 2 年 3 ヶ月の間、協議会を 25 回、作業部会を 29 回開催されるなど、議会全体で精力的に議論を重ねられてきたことが理解できた。
- ・また、議会基本条例では、単に理念の記述にとどまらず、既述したように多岐、多項目にわたる議会改革の具体策を規定し、それを実践しておられる点は敬服に値する。
- ・特に、次の点は、浜田市議会としても大いに学び、今後の活動に生かしていくべきと感じた。
 - ① 市民団体や市民からの申込みにより、議会懇談会をすでに 5 回開催されている。
 - ② 議案や請願審査にあたり、公聴会、参考人制度を活用されている。
 - ③ 委員会での議員間討議や協議会での政策討論会を通じて、条例制定や条例修正案の提出を実施されている。
 - ④ 議会モニター制度については、意見交換会を実施し、モニターからの意見に対する議会の回答をホームページに掲載するなど、双方向の制度として機能している。

なお、浜田市議会では現在、予算審査委員会のあり方について再考を求める声があり、その点で、防府市議会の予算委員会における審査の流れは大いに参考になる点も付記しておく。